

令和4年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第75号 亀山市個人情報保護に関する法律の施行等 に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第76号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	3
議案第77号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・	5
議案第78号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・	8
議案第79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条 例の一部を改正する条例・・・・・・・・	9
議案第80号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改 正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議案第81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例 の整備に関する条例・・・・・・・・	11

件名	亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例	総務財政部 財務課
----	----------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

全国の自治体では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の趣旨にのっとり、それぞれの自治体において保有する個人情報の取扱いに関する条例を制定しています。しかしながら、これらの条例に基づく個人情報の取扱いには相違があることから、災害等の緊急時における自治体間での個人情報の共有に支障があるなどの問題があったため、個人情報保護法において、自治体による保有個人情報の開示における写しの交付に要する費用の負担などを除いた全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日から施行されることになりました。

このことから、それぞれの自治体の条例において定めることとされた事項について規定するため、この条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 総則 <第1条及び第2条関係>

条例制定の趣旨及びこの条例における用語の意義を定めます。

(2) 費用の負担及び手数料 <第3条及び第4条関係>

開示を受ける者は、個人情報保護法第87条第1項の規定による写しの交付に要する費用（送料を含みます。）を負担しなければならないこととします。また、個人情報保護法第89条第2項の規定による開示請求の手料は、無料とします。

(3) 開示、訂正及び利用停止の決定等の期限に関する特例

<第5条から第7条まで関係>

開示、訂正及び利用停止の決定等の期限は、請求があった日から14日以内とする特例を設けます。なお、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき及び開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、期限内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときについては、個人情報保護法と同様の取扱いとします。

(4) 亀山市個人情報保護審査会 <第8条から第14条まで関係>

審査請求について調査審議するため、亀山市個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）を設置することとし、審査会の組織及び運営について定めます。

(5) 雑則 <第15条及び第16条関係>

市の機関は、毎年度1回、規則で定める事項について公表しなければならないこととします。また、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

3 その他

(1) 施行日は、令和5年4月1日とします。

(2) 亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号。以下「旧条例」といいます。）で規定している個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の規定に基づいて行うこととなったことから、附則において、旧条例は、廃止します。

(3) 附則において、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）の一部を改正し、旧条例の廃止に伴う規定の整理を行います。

(4) この条例の施行日より前に行われた開示請求、訂正等請求及び審査請求の取扱いは、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(5) 旧条例の規定により市に置かれた亀山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」といいます。）の委員である者は、この条例の規定により審査会の委員として任命されたものとみなすとする経過措置を設けます。なお、当該委員の任期は、旧審査会の委員の残任期間とします。

(6) 旧審査会の委員に課されている職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和4年8月8日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 期末手当の支給月数の引上げ

2 改正内容

《第1条による改正》

- (1) 特定任期付職員について、1号給の給料月額を1,000円引き上げます。 <第7条関係>

※特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

- (2) 特定任期付職員の令和4年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.625月	<u>1.625月</u>	3.25月
改正後の支給月数	1.625月	<u>1.675月</u>	3.3月

《第2条による改正》

特定任期付職員の令和5年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

<第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和4年度)	<u>1. 6 2 5月</u>	<u>1. 6 7 5月</u>	3. 3月
改正後の支給月数 (令和5年度以後)	<u>1. 6 5月</u>	<u>1. 6 5月</u>	3. 3月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とし、給料月額の上昇については令和4年4月1日から、期末手当の上昇については令和4年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和5年4月1日とします。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和4年8月8日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ

2 改正内容

《第1条による改正》

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

ア 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.95月	<u>0.95月</u>	1.9月
改正後の支給月数	0.95月	<u>1.05月</u>	2.0月

イ 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.45月	<u>0.45月</u>	0.9月
改正後の支給月数	0.45月	<u>0.50月</u>	0.95月

(2) 給料表の改定 <別表関係>

給料月額を一定水準（平均0.3%）引き上げます。

《第2条による改正》

勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

ア 一般職の職員の令和5年度以後の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和4年度)	0.95月	1.05月	2.0月
改正後の支給月数 (令和5年度以後)	1.0月	1.0月	2.0月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

イ 再任用職員の令和5年度以後の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和4年度)	0.45月	0.5月	0.95月
改正後の支給月数 (令和5年度以後)	0.475月	0.475月	0.95月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とします。ただし、給料表の改定については令和4年4月1日から、勤勉手当の支給割合の改定については令和4年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和5年4月1日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R4期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
勤勉手当	0.95月	1.05月 (0.95月)	2.0月 (1.9月)
合計	2.15月	2.25月 (2.15月)	4.4月 (4.3月)
R5期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
勤勉手当	1.0月 (0.95月)	1.0月 (0.95月)	2.0月 (1.9月)
合計	2.2月 (2.15月)	2.2月 (2.15月)	4.4月 (4.3月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R4期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
勤勉手当	0.45月	0.5月(0.45月)	0.95月(0.9月)
合計	1.125月	1.175月(1.125月)	2.3月(2.25月)
R5期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
勤勉手当	0.475月(0.45月)	0.475月(0.45月)	0.95月(0.9月)
合計	1.15月(1.125月)	1.15月(1.125月)	2.3月(2.25月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

低炭素認定^{※1}及び省エネ消費性能向上計画認定^{※2}の申請単位が変更されたことから、関係する規定を整理します。 <別表第5及び別表第6関係>

(参考)

申請単位		改正前	改正後
住宅	一戸建て住宅	○	○
	共同住宅	住戸部分 ^{※3}	— (廃止)
		全体	○ 共用部分の評価 両認定とも任意
非住宅		○	○
複合建築物	全体	○ 共用部分の評価 両認定とも任意	○ 共用部分の評価 低炭素認定⇒必須 省エネ消費性能向上計画認定⇒任意
	非住宅部分	—	○ (新設)
	住宅部分 ^{※4}	—	○ (新設)
	住戸部分	○	— (廃止)

※1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定をいいます。

※3 共同住宅等の共用部分を含めない、住戸のみの部分をいいます。

※4 共用部分を含めた人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいいます。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和4年3月に亀山市公共下水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、新たに第8負担区を定めたことから、令和5年度からの受益者負担金の徴収を可能とするよう、亀山市下水道使用料等検討委員会の意見を踏まえ、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第8負担区の単位負担金額は、第1負担区から第7負担区までと同様に、1平方メートル当たり520円とします。 <別表第1関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>【第8負担区の区域】</p> <p>東御幸町、御幸町、椿世町、羽若町、住山町、阿野田町、菅内町、安知本町、田茂町、天神一丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、野村四丁目、中庄町、下庄町、栄町、和田町、川合町、田村町、川崎町、能褒野町、布気町、太岡寺町及び小野町の各一部</p>		

件名	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>農業集落排水事業は、農業集落における水質保全及び環境衛生の向上を目的として、地域の汚水を処理する施設の整備及び維持管理を行う事業であり、平成8年度に供用開始した田村地区をはじめ、現在14地区で処理施設の供用を開始しています。</p> <p>この区域において、新規加入者として新たに処理施設を使用しようとする場合は、市が公共ます等の設置工事を施工していますが、これに伴う手続等に一定の期間を要することから、新規加入者が希望する時期に工事を施工できないという問題があります。</p> <p>この問題を解消するため、新規加入者が公共ます等の設置工事を施工することを可能としたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 新規加入者は、市が処理施設の排水管から公共ますまでの工事を施工する場合には、新規加入金及び当該工事に要する費用を前納し、新規加入者が当該工事を施工する場合には、新規加入金に限り前納しなければならないこととします。 <第13条関係></p> <p>(2) その他規定の整理を行います。 <第1条及び第2条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和5年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	総務財政部総務課 医療センター病院総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する規定が令和5年4月1日から施行されること等から、関係する10の条例について、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>職員の定年が引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する規定が設けられること等に伴い、次の関係する条例の規定の整備を行います。</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年亀山市条例第1号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行います。 <第3条関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市職員の定年等に関する条例（平成17年亀山市条例第26号）の一部を次のとおり改正します。</p> <p>(1) 定年制度 <第3条、第4条及び附則第3項関係></p> <p>職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後65歳まで2年に1歳ずつ段階的に上げます。</p> <p>(2) 管理監督職勤務上限年齢制 <新第6条から新第11条まで関係></p> <p>管理監督職勤務上限年齢は、60歳とし、管理監督職員は60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職等へ降任等を行うこととします。</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制 <新第12条及び新第13条関係></p> <p>定年の引上げにより、引上げ後の定年年齢に達するまでは、原則として引き続きフルタイムで勤務することとなるが、定年前再任用短時間勤務制の導入により、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退</p>		

職日相当日までの間に退職した場合は、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員として再任用することができることとします。

(4) 雑則 <新第14条関係>

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(5) 情報提供及び勤務の意思の確認について <附則第4項関係>

当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に60歳に達する日以後の任用及び給与に関する措置等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳に達する日以後の勤務の意思を確認するように努めるものとします。

(6) その他地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行います。

<第1条関係>

《第3条による改正》

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年亀山市条例第23号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行います。 <第2条関係>

《第4条による改正》

亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年亀山市条例第28号）の一部を改正し、減給は、発令日に受ける給料の10分の1以下を減じるものとします。なお、減給する額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減給するものとします。

<第3条関係>

《第5条による改正》

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行います。

<第2条、第3条、第4条、第13条及び第18条関係>

《第6条による改正》

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行います。

<第2条、第10条、第17条及び第20条から第22条まで関係>

《第7条による改正》

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のとおり改正します。

(1) 60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に職員に適用される給料表の給料月額については、当該職員に適用される号給に応じた額の7割とします。 <附則第12項から附則第20項まで関係>

(2) その他地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行います。

<第8条、第28条、第35条、第44条、第47条、第54条及び別表関係>

《第8条による改正》

亀山市職員退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）の一部を次のとおり改正します。

(1) 7割水準の給料月額となる場合及び管理監督職以外の職等への降任等により給料月額が減額される場合において、最も高かった給料月額を算定基礎とする「ピーク時特例」等を適用します。

<附則第4項から附則第6項まで及び附則第14項から附則第22項まで関係>

(2) その他地方公務員法の一部改正等に伴う条項の整理を行います。

<第2条、第5条から第7条まで、第9条の4、第15条、第18条から第20条まで及び第22条関係>

《第9条による改正》

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行います。 <第2条及び第24条関係>

《第10条による廃止》

定年の引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、亀山市職員の再任用に関する条例（平成17年亀山市条例第27号）は、廃止します。

3 その他

(1) 施行日は、令和5年4月1日とします。ただし、一部の改正規定の施行日は、公布の日とします。

(参考)

施行日を公布の日とする規定

- 1 第8条による改正規定のうち、退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除きます。）を開始した職員等について、当該事業の実施期間は、退職手当の算定に係る期間に算入しないとする規定
- 2 第8条による改正規定のうち、公共職業訓練等を受けるため、住所又は居所を変更する者の移転費の額に相当する金額を退職手当として支給する規定
- 3 第8条による改正規定に関する附則のうち、上記1の規定は、事業を開始した職員等に該当するに至った者について適用する規定
- 4 第2条による改正規定に関する附則のうち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を年齢60年とする規定

(2) 定年の引上げにより廃止される再任用制度に対する措置として、定年年齢が段階的に引上げられる期間において、現行の再任用制度と同様に65歳までの再任用を可能とするための経過措置を設けます。